|  |
| --- |
| 新旧対照表○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則 |

資料２

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 別表第２（第２条関係） | 別表第２（第２条関係） |
| １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 |
|  | 整備項目 | 整備基準 |  |  | 整備項目 | 整備基準 |  |
|  | １～７（略） |  |  | １～７（略） |  |
|  | ８　便所 | （削除） |  |  | ８　便所 | （１）　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上（幼稚園及び保育所にあっては、当該車椅子使用者用便房を１以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。オ　乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。カ　車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。ケ　出入口には、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。 |  |
|  |  | （１） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合には、床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |  |  | （新設） |  |
|  |  | （２）（１）の便所のうち１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）の便所は、次に定める構造とすること。ただし、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。（以下、（３）及び（４）において同じ）。 |  |  |  |  |  |
|  |  | ア　便所内に、次に掲げる車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を１以上設けること。（ア）出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。（イ）戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。（ウ）出入口は、主たる経路に接続すること。（エ）腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。（オ）便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 |  |  |  |  |  |
|  |  | イ　便所内に、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。（ア）腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。（イ）便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 |  |  |  |  |  |
|  |  | （３）床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の１の項（事務の用に供するものに限る）、２の項（（2）から（4）までの用に供するものに限る）、５の項、13の項及び18の項（床面積の合計が1,000平方メートル以上の１の項（事務の用に供するものに限る）、２の項（（2）から（4）までの用に供するものに限る）、５の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものに限る））にあっては、（１）の便所のうち１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）の便所は、次に定める構造とすること。 |  |  |  |  |  |
|  |  | ア　便所内に、乳幼児用のいすを設けた便房を１以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 |  |  |  |  |  |
|  |  | イ　便所内に、乳幼児用のベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 |  |  |  |  |  |
|  |  | （４） 公共的施設（（３）に該当する施設を除く）にあっては、（１）の便所のうち１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）を（３）に定める構造の便所とするよう努めること。 |  |  |  |  |  |
|  |  | （５）（２）及び（３）に定める構造の便所については、各々設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合には、１つの便房内または複数の便房内に設けることとして差し支えない。 |  |  |  |  |  |
|  | 　 | （６）（２）から（４）までの便所に加えて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 |  |  | 　 | （２）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレのみで構成されているもの及び（１）ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 |  |
|  |  | ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |  | 　 | ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  | 　 | イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。 |  |  | 　 | イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。 |  |
|  | 　 |  |  |  | 　 | ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  | 　 | ウ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項（２）に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。 |  |  | 　 | エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項（２）に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  | 　 | エ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。 |  |  | 　 | オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。 |  |
|  | 　 | オ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |  |  | 　 | カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |  |
|  | ９（略） |  |  | ９（略） |  |
|  | 10　客室 | 別表第１の４の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を１（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 |  |  | 10　客室 | 別表第１の４の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を１（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 |  |
|  | 　 | （１）～（５）（略） |  |  | 　 | （１）～（５）（略） |  |
|  | 　 | （６）　便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の４の項に掲げる公共的施設にあっては客室の外部に、別表第１の10の項に掲げる公共的施設にあっては当該客室が設けられている階において不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 |  |  | 　 | （６）　便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の４の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第１の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 |  |
|  | 　 | ア　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。 |  |  | 　 | ア　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。 |  |
|  | 　 | イ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |  |  | 　 | イ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |  |
|  | 　 | （ア）　有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |  | 　 | （ア）　有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  | 　 | （イ）　戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。 |  |  | 　 | （イ）　戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。 |  |
|  | 　 | （７）　（略） |  |  | 　 | （７）　（略） |  |
|  | 　 | エ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |  | 　 | エ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  | 11　（略） |  |  | 11　（略） |  |
|  | 12　標識及び案内設備 |  （１） 障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、８の項（２）から（４）に定める便所又は17の項の乳幼児用等施設の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、８の項（２）から（４）に定める便所又は17の項の乳幼児用等施設があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |  | 12　標識及び案内設備 | （１）　障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  | 　 | （２）　障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 |  |  | 　 | （２）　障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 |  |
|  | 　 | ア　建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。（２）において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、８の項（２）から（４）に定める便所又は17の項の乳幼児用等施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、８の項（２）から（４）に定める便所又は17の項の乳幼児用等施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |  |  | 　 | ア　建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。（２）において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |  |
|  | 　 | イ　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、８の項（２）から（４）に定める便所又は17の項の乳幼児用等施設の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第４章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第２条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。 |  |  | 　 | イ　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第４章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第２条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。 |  |
|  | 　 | （３）　（１）及び（２）に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 |  |  | 　 | （３）　（１）及び（２）に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 |  |
|  | 13～15　（略） |  |  | 13～15　（略） |  |
|  | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 |  |  | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 |  |
|  | （１）ア　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（（１）又は（２）の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。 |  |  | （１）　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（（１）又は（２）の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。 |  |
|  | イ　公共的施設（アに該当する施設を除く）において、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、アに定める構造の設備を１以上の窓口等に設けるよう努めること。 |  |  |  |  |
|  | （２）ア　別表第１の１の項、２の項（（２）から（４）までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 |  |  | （２）　別表第１の１の項、２の項（（２）から（４）までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 |  |
|  |  | イ　公共的施設（アに該当する施設を除く）において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、アに定める構造の設備を設けるよう努めること。 |  |  |  |  |  |
|  | 　 | （３）ア　床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項）に掲げる公共的施設にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。イ　公共的施設（アに該当する施設を除く）において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 |  |  | 　 | （３）　別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 |  |
|  | 　 | （４）　別表第１の１の項に掲げる官公庁施設、２の項（２）に掲げる教育文化施設、３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び４の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。 |  |  | 　 | （４）　別表第１の１の項に掲げる官公庁施設、２の項（２）に掲げる教育文化施設、３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び４の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。 |  |
|  | 17　休憩、授乳場所等 | （１）床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の１の項（事務の用に供するものに限る）、２の項（（2）から（4）までの用に供するものに限る）、５の項、13の項及び18の項（床面積の合計が1,000平方メートル以上の１の項（事務の用に供するものに限る）、２の項（（2）から（4）までの用に供するものに限る）、５の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものに限る））にあっては、次に掲げる乳幼児用等施設（乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び乳幼児用のベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設けた施設をいう。）を１以上設けること。ア　出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とすること。イ　戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。エ　出入口には、乳幼児用等施設である旨の表示を行うこと。 |  |  | 17　休憩、授乳場所等 | 利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。 |  |
|  | （２）公共的施設（（１）に該当する施設を除く）にあっては、（１）に定める乳幼児用等施設を１以上設けるよう努めること。 |  |  |  |  |  |
|  | 18　施設計画段階からの利用者の参画 | 国、地方公共団体その他規則第12条各号に掲げる者は、施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画に努めること。 |  |  | （新設） | （新設） |  |